

香川県最低賃金は令和4年10月1日から

時間額878円（30円引上げ）となります。

業務改善助成金のご利用は9月30日までに

30円コース等を利用するのがおすすめです。

9月30日までの申請の場合、改正前の848円からの引上げ、かつ助成率は90%とおすすめです。

事業場内
最低賃金
引上げ



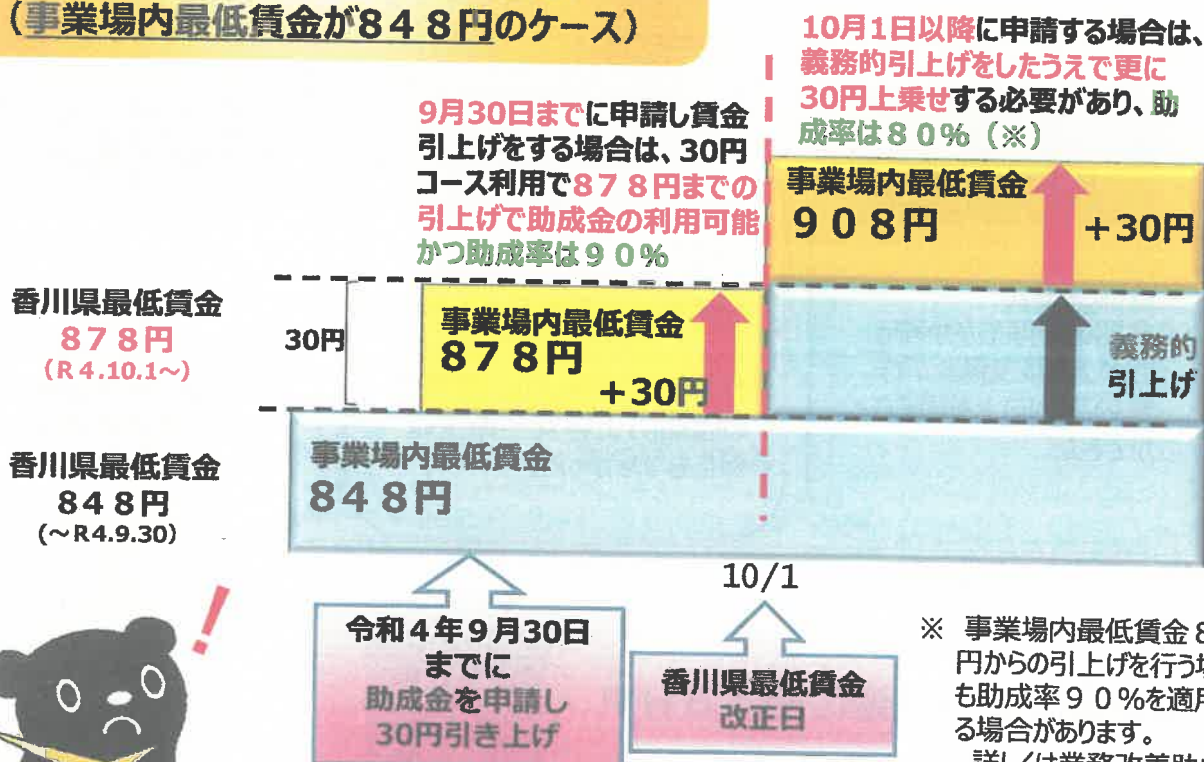
設備投資等
機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練



設備投資等にかかった費用の一部を助成

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引上げ、生産性向上のために設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成し、中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。（活用例は裏面を参照）

30円コースを申請する場合の例
(事業場内最低賃金が848円のケース)



※ 事業場内最低賃金878円からの引上げを行う場合でも助成率90%を適用できる場合があります。詳しくは業務改善助成金に関するHPをご確認ください。



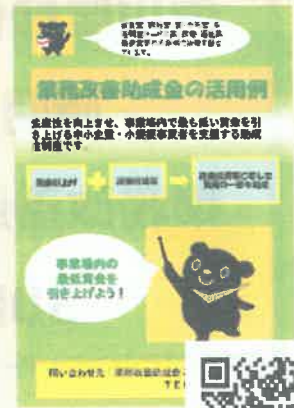
業務改善助成金の活用例

製造業
(食料品)

個包装機械
均一な仕上がりが実現し
作業効率が上昇した。

製造業
(衣料品)

オンライン受注システム
自社サイトで商品の販売が可能となり作業時間の短縮、製造・発注ミスもなくなった。



卸売業・小売業

自動釣銭機
精算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

卸売業・小売業

ハンドフォークリフト
重量物を短時間で運搬できるようになり、1日当たりの作業時間が短縮し、従業員の安全衛生確保にもつながった。

宿泊業・
飲食サービス業

券売機
注文時間が短縮され、顧客の回転率も向上した。

宿泊業・
飲食サービス業

食器洗浄機
食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

医療・福祉

介護リフト、電動式ベッド
利用者の移乗や起き上がりを1人で行うことが可能となり、作業効率が向上し、従業員の腰痛防止等安全衛生確保にもつながった。

医療・福祉

引き上げリフト付き福祉車両
送迎にかかる人員の削減や送迎時間の短縮につながり、従業員の身体的な負担も軽減した。

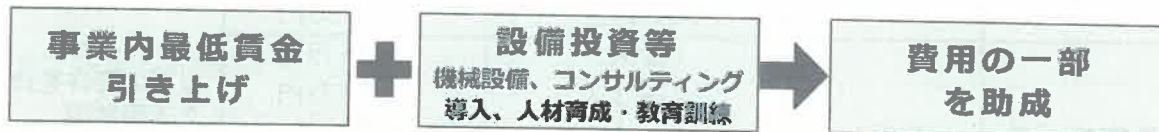
● 業務改善助成金に関するHP



● 業務改善助成金の問い合わせ先：0120-366-440
(業務改善助成金コールセンター)

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します
 業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 <small>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</small>
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅 : 「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間 : 「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」

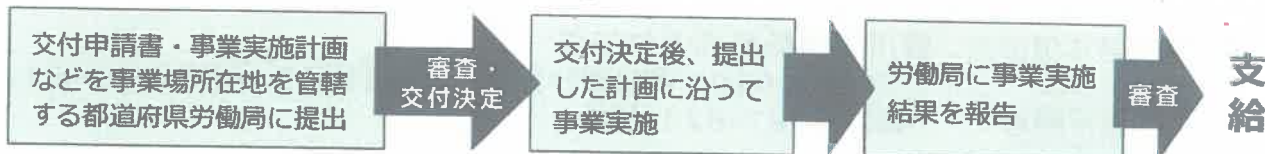
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

交付申請書等の提出先：香川労働局助成金センター



〒760-0019 高松市サンポート2-1高松シンボルタワー棟12階
電話：087-823-0505